

「逗子市まちづくり条例施行規則の一部改正」に関する 市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 意見募集の期間 令和8年5月1日（金）～令和8年6月1日（月）

2. 意見の提出人数 2名

3. 意見の提出件数 6件

4. 意見の概要と市の考え方

採否の対応区分	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	1件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	4件
▲	意見を反映させることが困難なため、素案どおりとしたもの	0件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	0件
合計		0件

No.	意見の概要	採 否	意見に対する市の考え方
1	先日の市民説明会（４月１８日）で、今回の条例施行規則の一部改正の背景を質しましたが、「都市計画マスタープラン策定」の経緯についてのみ説明があり、なぜ、今回、このタイミングで条例規則の一部改正を行うに至ったのか、その理由は何なのか、について、何度も環境都市部に質したところ、最終的に「桐ケ谷市長の意向です」との明確な回答がありました。また、市長の諮問機関である「まちづくり審議会」で検討の結果、既に今回の改正は妥当として市長に諮問が出されており、改正は予定通り進められる方針、との説明がありました。桐ケ谷市長の独断的な意向により、一方的な結論が出されている状況下、形式的にパブリックコメントを行うというのは、ただ単に市民の意向も確認したというアリバイ作りのためと思われ、市民を愚弄する極めて不遜な態度と言わざるを得ません。これについての桐ケ谷市長の回答をお願いします。	■	今回の改正は、総合計画の改定と都市計画マスタープランの策定により、本市が目指す将来都市像とまちづくりの目標が具体化されたことを受け、これらとの整合を図り、趣旨を反映させるためのものです。 上記の計画策定にあたっては、逗子市市民参加条例に基づき、各種懇話会等での意見聴取や市民説明会、パブリックコメントなどの市民参加を実施してきました。 特に、規則の改正については、市長の諮問機関であるまちづくり審議会において、約２年間にわたり審議を重ね、都市計画・建築・法律の専門家と、公募で選ばれた市民委員の皆様が、客観的なデータと根拠に基づき、多角的な視点から慎重に検討を行い、本市の将来都市像との整合性を重視した結論に至っています。 このようなプロセスを経て決定した改正案であることを、ご理解いただけますと幸いです。 今後も、市民の皆様との対話を大切にしながら、より良いまちづくりを目指してまいります。
2	先日の説明会で、環境都市部から、まちづくり条例の施行規則の一部改正は市議会承認事項ではないと明確な説明がありました。逗子市民にとって極めて重要な「まちづくり条例」の施行規則の改正案が、市議会の審議事項にならないというのは、おかしいのではないのでしょうか。今後、条例の施行規則の改正が市長の個人的な意向で左右されることがないよ	■	まちづくりの方向性や土地利用の基本的な方針といった市民の皆様のご生活の根幹となる事項につきましては、地方自治法に基づき、条例（本則）として議会の議決事項となります。一方で、専門的かつ技術的な細かい基準が定められている施行規則については、社会情勢の変化等に迅速かつ的確に対応し得るよう、市長の権限に属するものとして定められております。今回の改正にあ

	う、市議会での審議事項とし、市民がしっかりとチェックすることができる仕組みとするよう、市政の改善を強く求めます。		たっては、まちづくり審議会での専門的かつ客観的な議論を経たうえで、市民参加条例に基づいた市民参加の手続きを実施しています。
3	資料「まちづくり条例施行規則の一部改正について」の内容では、改正のメリットばかりが羅列、強調され、条例施行規則の一部改正により発生しうる様々な影響が何一つ記されていないことに驚きました。このような一方的かつ作為的と思われる資料が市民に公表されること自体が桐ケ谷市長と行政に対する市民の不信を招くところです。今回の条例施行規則の一部改正により発生しうる様々な影響について、改めて信頼できる専門家を交えて客観的に公正に検討し、改めて市民に公開説明会のかたちで示すことを強く求めます。	■	資料の作成については、今回の改正がまちづくりにどのような効果をもたらすのか、視覚的にも可能な限り分かりやすくお伝えすることを目的として作成しております。 改正にあたっては、まちづくり審議会により規則改正が及ぼす影響について行政の独断に陥らないよう中立で客観的な視点に立って慎重に審議を重ねております。
4	「駅前商業地における駐車場の合理化」、「駅前商業地における高さ制限の特例」についてですが、あまりにも特定の事業者に対する利益誘導を図る意図が透けて見え、目に余ります。例えば、私たち市民が、商業地域の道路における自動車の一時駐車が増加とそれによる交通渋滞などの悪化に非常に迷惑を受け、問題視している事実が全く桐ケ谷市長と行政に把握されず、看過されているのでしょうか。駐車場がこれ以上少なくなることを含め、商業地における高さ制限の特例が、果たして商業地の活性化につながると本当に信じているのでしょうか。単に税収増を期待しているとも評されており、まことに情けない限りです。因みに、市民の目線で日頃見ていると、顧客のニーズを的確にとらえて繁盛している商	■	「駅前商業地における駐車場の合理化」、「駅前商業地における高さ制限の特例」につきましては、一定の要件を満たした計画のみに適用される制度となっております。街のためにプラスの価値が提供される計画かどうかを厳しく審査したうえで、その取り組みに応じて一部の規制を特例として緩和する仕組みであり、無制限な開発を認めているものではありません。 今回の改正では、商業系地域における現状課題（賃料の高騰、安全な歩行空間、住宅供給不足など）に対応した施策となっており、逗子の魅力である、既存の商店街のコミュニティを維持しつつ、個人経営などの地域に根付いた小売店やサービスを誘導することで、日常的な回遊性を高め、持続的なまちの賑わいを創出することを目的としています。

	店が増えている一方で、ニーズをとらえず、相変わらず活気のない商店も目立ちます。逗子のような矮小地域での商業の活性化は個々の商店主の力量によるところが極めて大きいと思います。消費者の目は大変に鋭く、偽りがありません。桐ヶ谷市長や行政が、いわゆるハコモノにこだわり、やみくもに今回の条例施行規則の一部改正をしたとしても、商店街を含め、逗子の活性化に繋がらないと考えます。もしもそれを承知の上で、原案を推し進めるのなら、それあまりにも短絡的で市民を無視した素人的な考えと言わざるを得ません。市民の立場にたって、市政を行うことについて強く再考を求めます。		
5	別表第5(第39条関係)用途地域別高さ制限については、別表第6(第39条関係)斜面地建築物の階数制限と同様に、誤解を招かないよう各規定による具体的な数値を記載した方が良いのではないのでしょうか	○	いただいたご意見を踏まえて、別表6と同様の記載に変更します。
6	第39条(5)ウで「商業地域においては29メートルを高さの限度とすることができる。」としていますが、仮に最上階での火災の発生を想定し、30m級梯子消防車が搬入できるのかの検証と、運転操作できる消防職員の訓練を併せて行った方が良いのではないのでしょうか。	□	今回の改正にあたっては、消防活動への影響についても十分に考慮し、前面道路の幅員が確保されていることに加え、30メートルの高さまで救出活動が可能な範囲であることを確認しております。 また、消防職員の訓練については、日頃より実戦的な訓練を継続的に実施しております。